



# 愛知県社会人バスケットボール連盟規約

## 第一章 / 総則

### 第1条 (名称)

当連盟は、愛知県社会人バスケットボール連盟と称し、英文においては Aichi Society Basketball Federation (英文略称 ASB) と表示する。

### 第2条 (組織)

愛知県社会人バスケットボール連盟に登録されたバスケットボールクラブチームを会員として組織する。

### 第3条 (事務所)

当連盟は、事務所を名古屋市内に置く。

### 第4条 (目的)

当連盟は、一般財団法人愛知県バスケットボール協会に加盟し、愛知県における社会人バスケットボール競技界を統轄し、愛知県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、愛知県民の心身の健全な発達に寄与する。

### 第5条 (加盟義務)

一般財団法人愛知県バスケットボール協会の社会人を代表する唯一の団体として、一般財団法人愛知県バスケットボール協会に加盟する。

### 第6条 (遵守義務)

公益財団法人日本バスケットボール協会 (以下 JBA) の定款、基本規程およびこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟 (以下「FIBA」という) および FIBA ASIA の諸規程ならびにスポーツ仲裁機構 (以下「CAS」という) および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構 (以下「JSAA」という) の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS および JSAA の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。また一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟 (以下 JSB) の定款、各種規程およびこれに付随する諸規程を遵守し、JSB の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。



第7条 (事業)

当連盟は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1 年間で行うリーグ戦（オープン男女・オーバーエイジ・フレンドリー）
- 2 全日本社会人 O-40/O-50 バスケットボール選手権大会の愛知県・東海予選
- 3 全日本社会人バスケットボール選手権大会の愛知県・東海予選
- 4 愛知県バスケットボール選手権大会の社会人連盟予選
- 5 地域リーグの運営
- 6 審判及びオフィシャル講習会
- 7 その他連盟の目的達成に必要な事業
- 8 地域・社会貢献を目的とした事業および他連盟と交流を目的とした事業

第8条 (事業年度)

当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第二章 / 会 員

第9条 (加盟)

当連盟にチームとして加盟する場合は、当連盟の承認を得なければならない。

第10条 (チーム加盟・競技者登録)

一般財団法人愛知県バスケットボール協会および当連盟の実施する事業に参加しようとするチームおよび競技者は、一般財団法人愛知県バスケットボール協会および当連盟にチーム加盟および競技者登録をしなければならない。また4月30日までにJBAの登録システムを利用してJBAにチームを登録完了しなければならない。

第11条 (脱退)

加盟チームが当連盟を脱退する場合は、当連盟に届出なければならない。

第12条 (会費および大会参加費)

会員は、定められた会費および大会参加費を納入する義務を負う。一度納入された会費および大会参加費は、原則としてこれを返金しない

第13条 (連盟への協力)

加盟チームは、アマチュアスポーツ精神を尊重し、第4条の目的達成のため、当連盟に協力しなければならない。



## 第三章 / 役員

### 第14条 (役員)

当連盟に次の役員を置く

会長／1名 副会長／若干名 顧問（名誉顧問含む）／若干名

理事／7名以上 15名以内とし、1名を理事長、若干名を副理事長とする

参与／若干名 代議員／各チーム1名 参事／若干名

監事／2名

### 第15条 (会長及び副会長)

会長及び副会長は、理事会において推薦し代議員会において承認する。

会長は、会務を統括しこの連盟を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 第16条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会の推薦を得て代議員会で承認し会長が委嘱する。理事は、理事会を構成し当連盟の運営に関する常務を掌る。

理事長及び副理事長は理事会において選任し、当連盟の事務を総理する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障がある場合は、その職務を代行する。

### 第17条 (代議員の職務及び権限)

代議員は、会員の実務代表者で当連盟の運営に関する重要事項を審議決定する。

### 第18条 (顧問)

顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱し会長の諮問に応える。任期は原則 4 ヶ年とするが任期途中の場合は次回役員改選期とする。

### 第19条 (参与)

参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し必要に応じて運営を補佐する。任期は原則 4 ヶ年とするが任期途中の場合は次回役員改選期とする。

### 第20条 (参事)

参事は、理事会で推薦されたものを会長が委嘱する。参事は、理事在職中又はチーム関係者として特に連盟に対し功績のあったもので、連盟の運営を補佐する。任期は原則 4 ヶ年とするが任期途中の場合は次回役員改選期とする。



第21条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事会の推薦を得て代議員会で承認し会長が委嘱する。監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) その他監事に認められた権限を行使すること
- (3) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第22条 (会長・副会長・理事・監事の任期)

会長・副会長・理事・監事の任期は、2ヶ年とする。ただし、留任を妨げない。会長・副会長・理事・監事に欠員が生じたときは、適時これを補充する。補充された会長・副会長・理事・監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第23条 (会長・副会長・理事の定年)

会長・副会長を除く理事は、就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。なお、理事が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その理事は任期が満了するまで役員として在任することとする。

会長・副会長は連続5期まで(期の途中に就任した場合はその気は含めない)を原則として、特別な事情がある場合は、通算7期まで再任可能とする。

第24条 (役員解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、この場合、理事会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。

## 第四章 / 会議

第25条 (会議)

この連盟に次の機関を置く。

- 1 代議員会(議決機関)
- 2 理事会(執行機関)
- 3 委員会(企画立案機関)



第26条 (代議員会の開催)

定例代議員会は毎年 3 月、会長の招集により開催する。会長は必要に応じて臨時代議員会を開催することができる。

第27条 (代議員会の議決権)

代議員会は代議員の過半数が出席すれば成立する。但しこの場合、欠席する代議員でも委任状を提出すれば出席として扱われる。代議員会は会長が議長の任にあたる。代議員会の決議は出席代議員の多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長が決定する。

第28条 (代議員会の権限)

代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長及び副会長の承認
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 事業報告・事業計画の承認
- (4) 決算・予算の承認
- (5) 規約の変更
- (6) その他、理事会で認められる重要事項

第29条 (理事会の開催)

理事会は連盟の事業執行上必要と認められた都度、理事長の招集によって開催される。

第30条 (構成)

理事会は、すべての理事をもって構成し、理事長がその議長となる。理事会は理事の過半数が出席すれば成立する。決議は出席理事の多数決によるものとし、賛否同数の場合は議長が決定する。監事および各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第31条 (権限)

理事会は、規定する事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 当連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、監事および理事の選出及び解職
- (4) 顧問及び参与の選任及び解任
- (5) その他、法令で定められる事項

第32条 (理事の議決権)

- (1) 各理事は、理事会における一議決権を有する。
- (2) 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。



第33条 (決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる  
ことのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する  
旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではな  
い。

## 第五章 / 専門委員会

第34条 (専門委員会の設置)

- (1) 各専門委員会は、事業遂行上必要あるときに理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。
- (2) 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- (3) 各専門委員会には、理事（1名以上）を置き委員長を務める。
- (4) 各専門委員会の委員は、理事会において選任する。
- (5) 各専門委員会は、委員長が召集し連盟運営のため企画立案をする。
- (6) 各専門委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (7) 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (8) 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

## 第六章 / 会計

第35条 (会計)

連盟の経費は、大会参加費、事業収入、補助金、寄附金その他の収入を以って充てる。

第36条 (会計年度)

連盟の会計年度は、第8条の事業年度に準ずる。

第37条 (会費および大会参加費)

連盟の会費および大会参加費等は、毎年4月末日までに納入しなければならない。



## 第七章 / 懲罰

### 第38条 (懲罰)

本章の規定は、本連盟に加盟または登録する加盟チームおよび個人（選手、指導者等チームスタッフ、審判員および役員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対して本連盟が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

### 第39条 (懲罰の種類)

- ① 本連盟による加盟・登録団体に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。
  - (1) 戒告／口頭をもって戒める
  - (2) 譴責／始末書を取り、将来を戒める
  - (3) 罰金／一定の金額を本連盟に納付させる
  - (4) 没収／取得した不正な利益を剥奪し、本連盟に帰属させる
  - (5) 賞の返還／賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
  - (6) 試合結果の無効／（事情により再戦を命ずる）
  - (7) 得点または勝ち点の減点または無効
  - (8) 出場資格の停止／無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
  - (9) 公的業務の停止／一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する
  - (10) 下位リーグへの降格
  - (11) 除名／本連盟から除名する
- ② 本連盟による選手等に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。
  - (1) 戒告／口頭をもって戒める
  - (2) 譴責／始末書を取り、将来を戒める
  - (3) 没収／取得した不正な利益を剥奪し、本連盟に帰属させる
  - (4) 賞の返還／賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
  - (5) 出場資格の停止／無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
  - (6) 除名／本連盟から除名する



第40条 (その他の違反行為に対する懲罰)

本規程等に対する違反行為のうち、加盟・登録団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本章の定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 本連盟の指示命令に従わなかった場合
- (2) 本連盟、加盟チームまたは選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 本連盟の秩序風紀を乱した場合
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (5) 加盟・登録団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束した場合
- (6) 加盟・登録団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合

第41条 (酌量減輕)

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第42条 (違反行為の調査・審議および懲罰の決定)

- ① 本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、規律委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。
- ② 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。
- ③ 本規程等に対する違反行為のうち、前2項を除く違反行為に対する懲罰については、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体（加盟チームを除く）における違反行為については、当該団体の決定によるものとする。

## 第八章 / 附則

第43条 (連盟規約の変更)

連盟規約は、代議員会の議を経てのみ変更することができる。

第44条 (連盟規程)

連盟の執行上必要な関連規程は、理事会にて定める

第45条 (施行)

- 1 本規定は 2018年4月1日 施行する。
- 2 2021年3月30日 一部改訂（事業の内容、参与・参事・監事の任期の改定）
- 3 2022年3月29日 一部改訂（事業の追加、会長・副会長の任期の改定）